

案

排水設備工事施行業者指定規則の一部を改正する規則

排水設備工事施行業者指定規則（平成6年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（施行業者の資格） 第3条 施行業者の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならない。 〔(1) 略〕 (2) 大阪府下水道協会（以下「協会」という。）の登録（以下「登録」という。）を受けている<u>下水道排水設備工事責任技術者</u>（以下「責任技術者」という。）を<u>選任</u>していること 〔(3)・(4) 略〕 （指定手続） 第4条 指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を市長に提出しなければならない。 〔(1)～(4) 略〕 <u>(5) 前号の責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況</u> <u>(6)</u> 〔略〕 〔2 略〕	（施行業者の資格） 第3条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 大阪府下水道協会（以下「協会」という。）の登録（以下「登録」という。）を受けている<u>専属の下水道排水設備工事責任技術者</u>（以下「責任技術者」という。）を<u>有すること</u> 〔(3)・(4) 同左〕 （指定手続） 第4条 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 〔新設〕 <u>(5)</u> 〔同左〕 〔2 同左〕

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。